公　　告

利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する協定の締結

次のとおり公告します。
令和６年１月１９日

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所長 小渕　康正

１．協定の概要等
（１）協定の目的
　この協定は、利根川下流河川事務所管内で、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合において、利根川下流河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる「利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務(空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）（以下、「業務」という。)」に関し協力を求める際の手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。
（２）業務の実施区域
　利根川下流河川事務所管内の河川及びその流域。
（３）協定期間　協定締結日～令和９年３月３１日
（４）協定書（案）別紙－１のとおり
（５）災害等の発生により業務を実施する場合は、本協定に基づき速やかに業務請負契約を締結するものとする。
　業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

２．協定の締結区分
　下記の協定区分毎に公募するが、複数の区分を申請することができるものとする。

協定区分	業務	協定締結予定者数
区分①	空中写真撮影に関する業務	５者程度
区分②	治水対策検討に関する業務	５者程度
区分③	河川管理施設設計に関する業務	５者程度

３．資格要件
（１）企業要件
１）　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
２）　上記２．の区分①については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
　上記２．の区分②・③については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
　（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

３） 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
５） 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（３．（１） ２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
※設計共同体については、本協定の対象としない。
６） 平成２５年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、１件以上の実績を有すること。
ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。
なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
業務：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、上記２．の区分毎に以下に示した業務
区分①：空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務
区分②：洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務
区分③：河川管理施設の詳細設計に関する業務
７）本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。
なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格により以下の通りとする。
（測量）
「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。
「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。
（土木関係建設コンサルタント）
「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。
「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタン等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む)、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。
８）区分①については、自社で航空機を所有し、又は容易に調達し、迅に空中写真を撮影することができる体制が構築されていること。

（２）技術者要件

１）技術者資格以下の資格を保有すること。

区分①：測量士

区分②・③：

ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

イ）技術士（建設部門）

ウ）国土交通省登録技術者資格

エ）ＲＣＣＭ（上記ウを除く）

オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く）

４．出動の要請を行う順位の評価に関する事項

（１）評価項目と評価基準以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

なお、具体の評価点数については、別表－１①②③を参照するものとする。

１）企業の業務実績

・平成２５年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に以下の業務実績の有無により評価する。

区分①：空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務

区分②：洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務

区分③：河川管理施設の詳細設計に関する業務

２）地域性等

ｉ）地理的条件

・対象地域における「本店」、「支店又は営業所」の所在地により評価する。

３）専門技術力

ｉ）企業の業務成績

・令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に、以下の業務の平均業務成績点により評価する。

区分①：空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務

区分②：洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務

区分③：河川管理施設の詳細設計に関する業務

※ 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

１）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務

３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

ⅱ）企業の優良表彰

・関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア）関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。

イ）関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（部長、事務所長）を受けた経験がある。

ⅲ）技術者の業務成績

・令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に以下の業務の平均技術者評点により評価する。

区分①：空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務

区分②：洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務
区分③：河川管理施設の詳細設計に関する業務
※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。
１）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）
２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務
３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

ⅳ）技術者の優良表彰
・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。
ア）　関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。
イ）　関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

５．手続き等
（１）本協定締結を申請する者は、３.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、利根川下流河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。
（２）担当部局
〒２８７－８５１０　千葉県香取市佐原イ４１４９
国土交通省　関東地方整備局　利根川下流河川事務所 管理課（４階）
TEL　０４７８－５２－６３６８
FAX　０４７８－５２－９７２９
メールアドレス　ktr-tonege-cloud@ki.mlit.go.jp
担当：副所長 櫻井　真一、管理課長 栗山　広宣
（３）申請書類
１）申請書様式－１
２）調査票様式－２～５
（４）申請書類の交付方法
１）交付期間
令和６年１月１９日（金）から令和６年２月９日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。
２）交付方法
国土交通省　利根川下流河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。
URL: https://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/tonege00294.html
（５）申請書類の提出
申請書類は次に従い提出するものとする。
１）提出方法
書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、FAX 又は電子メールにより提出すること。
郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。
２）提出期間

令和６年１月１９日（金）から令和６年２月９日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。

３）提出場所

〒２８７－８５１０　千葉県香取市佐原イ４１４９国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 管理課（４階）

TEL　０４７８－５２－６３６８

FAX　０４７８－５２－９７２９

メールアドレス　ktr-tonege-cloud@ki.mlit.go.jp

担当：管理課

（６）企業の業務実績として記載する業務のＴＥＣＲＩＳ（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、ＴＥＣＲＩＳ等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

（７）その他

１）申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

２）利根川下流河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

３）提出された申請書は、返却しない。

４）提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

５）申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

書面を持参、郵送、FAX 又は電子メールによるものとする。

②受領期間

令和６年１月１９日（金）から令和６年１月２９日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。

③提出場所

〒２８７－８５１０　千葉県香取市佐原イ４１４９

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 管理課（４階）

TEL　０４７８－５２－６３６８

FAX　０４７８－５２－９７２９

メールアドレス　ktr-tonege-cloud@ki.mlit.go.jp

担当：管理課

６）複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

６．評価に関する事項

（１）協定締結者の決定方法

提出された申請書により３．に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

（２）評価の方法

別表－１①②③に、３．と４．に関する資格要件と評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は１００点とする。

※他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

７．非締結に関する事項

（１）協定を締結しなかった者（参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等）は、書面（様式は任意）により、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

①提出場所：５．（２）に同じ。

②提出方法：５．（５）１）に同じ。

③提出期限：令和６年３月８日（金）

８．締結通知

「利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する協定」の締結についての通知は、令和６年３月１１日（木）（予定）をもって協定締結者に通知する

９．その他

災害活動時の災害補償を考慮し「法定外労働災害補償制度」に加入をお願いすることとしております。当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険です。応募時は未加入でもかまいませんが協定書第６条（契約の締結）に当たっては、法定外労働災害補償制度に加入している必要があります。

活動費用相当に掛かる当該保険料については、協定書第９条支払いに見込まれます。

利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する協定書（案）

国土交通省関東地整備局利根川下流河川事務所長（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、災害時等における災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象やその他の事象により、甲の管理区間において、災害が発生した場合及び災害の発生が予測される場合に、乙の支援を受け、甲と乙が協力して応急対策業務を実施するために必要な事項について定めるものである。

（業務の実施範囲）

第２条　業務の実施範囲は、甲の管理区間及びその流域（以下「管内」という。）とする。

（業務の内容）

第３条　甲は乙に対し、支援を要請する業務内容は、（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する業務とする。

（支援の要請）

第４条　甲又は甲の指示を受けた職員（以下「甲等」という。）は、乙又はあらかじめ乙より指定された者（以下「乙等」）あてに、口頭又は電話により、支援要請を行うものとし、後日、改めて文書により支援要請手続きを行うものとする。

２．乙等は、支援の可否について検討し、その結果を甲等に報告するものとする。

３．乙等は、支援が可能な場合は、速やかに、現地に派遣する者（以下「派遣者」という）を選定し、甲等に派遣者を報告するとともに、派遣者に派遣を指示するものとする。

４．乙は、本協定締結後、速やかに、書面により、支援要請の連絡を受ける者を、甲に報告するものとする。

なお、支援要請の連絡を受ける者に変更が生じた場合は、遅滞なく書面により、甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第５条　派遣者は、甲等の指示により、（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第６条　甲は、乙に第４条にもとづき支援を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

２．乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

（業務の完了）

第７条　乙は、業務が完了したとは、直ちに指示者に対し、口答、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第８条　乙は、活動完了後当該当該活動に要した費用を第６条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第９条　甲は、第８条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第６条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 10 条　業務の実施に伴い甲等及び乙等若しくは派遣者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣者に損害が生じた場合には、乙等若しくは派遣者、その事実の発生後、延滞無く、その状況を書面により甲等に報告し、その措置について甲と乙が協議して定めるものとする。

２．業務の実施に伴い、明らかに乙等若しくは派遣者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲等、乙等、派遣者のいずれかに損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３．業務の実施に伴い、明らかに甲等の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲等、乙等、派遣者のいずれかに損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第 11 条　この協定の期間は、協定を締結した日から令和９年３月３１日までとする。

２．協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙が記名捺印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和　６年　　月　　日

甲　千葉県香取市佐原４１４９
国土交通省　関東地方整備局
利根川下流河川事務所長　小渕　康正

乙　○○○○○○○○
○○○○　○○○○
○○○○　○○○○

一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

協定区分①：利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（空中写真撮影）に関する協定

評価項目			評価の着眼点	評価基準	評価点配点	
参加表明者（企業）の経験及び能力	企業の業務経験	企業の業務実績	平成２５年度以降公示告日までに完了した右記に示す業務において、１件以上の実績を有すること。 ただし、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降に公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。 また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務が６５点未満の場合は実績として認めない。 （様式－２）	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務 ①業務実績がある。 ②業務実績がない。	**①９点** **②選定しない**	**最高　９点**
	地域性	地理的条件	本店、支店又は営業所が、関東地方整備局管内に所在すること。右記に示す順位で評価する。（様式－３）	①関東地方整備局管内に本店がある。 ②関東地方整備局管内に支店又は営業所がある。	**①６点** **②３点**	**最高　６点**
	専門技術力	業務成績	令和３年度以降令和４年度末までに完了した右記に示す業務の平均業務成績を右記に示す順位で評価する。 （様式－２） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①３０点** **②２４点** **③１８点** **④１２点** **⑤６点** **⑥０点**	**最高　３０点**
		優良表彰	関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 （様式－２）	①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰（部長、事務所長）の表彰を受けた実績がある。	**①５点** **②３点**	**最高　５点**
		業務体制	自社で航空機を所有し、又は容易に調達することができ、迅速に空中写真を撮影できる体制が構築されている場合に評価する。（様式－３の２）	① 自社で航空機を所有し、迅速に空中写真を撮影できる体制が構築されている。 ② 航空機を容易に調達し、迅速に空中写真を撮影できる体制が構築されている。 ③ ①又は②に該当しない。	**数値化しない** **①－** **②－** **③選定しない**	**－**
企業の評価点　計						
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力に関する要件	資格要件	技術者資格等	技術者資格を右記の項目で評価する。（様式－４） ※　協定区分毎に最大５名まで申請することができる。	技術者資格：測量士 ①資格がある。 ②資格がない。	**数値化しない** **①－** **②選定しない**	**－**
	専門技術力	業務成績	令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した右記に示す業務の平均技術者評点を右記に示す順位で評価する。 （様式－５） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の平均技術者評点を右記の評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。 ※　右記に示す業務と同種の業務実績を有する技術者がいない場合は選定しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、空中写真撮影又は空中写真測量に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①５点/件・名** **②４点/件・名** **③３点/件・名** **④２点/件・名** **⑤１点/件・名** **⑥０点/件・名**	**最高　２５点**
		優良表彰	国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の優良表彰を右記に示す評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。（様式－４）	①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。	**①５点/件・名** **②３点/件・名**	**最高** **２５点**
技術者の評価点　計						
評価点　計					**１００点**	

一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

協定区分②：利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（治水対策検討）に関する協定

評価項目			評価の着眼点	評価基準	評価点配点	
参加表明者（企業）の経験及び能力	企業の業務経験	企業の業務実績	平成２５年度以降公示告日までに完了した右記に示す業務において、１件以上の実績を有すること。 ただし、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降に公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。 また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務が６５点未満の場合は実績として認めない。 （様式ー２）	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務 ①業務実績がある。 ②業務実績がない。	**①９点 ②選定しない**	**最高　９点**
	地域性	地理的条件	本店、支店又は営業所が、関東地方整備局管内に所在すること。右記に示す順位で評価する。（様式ー３）	①関東地方整備局管内に本店がある。 ②関東地方整備局管内に支店又は営業所がある。	**①６点 ②３点**	**最高　６点**
	専門技術力	業務成績	令和３年度以降令和４年度末までに完了した右記に示す業務の平均業務成績を右記に示す順位で評価する。 （様式ー２） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①３０点 ②２４点 ③１８点 ④１２点 ⑤６点 ⑥０点**	**最高　３０点**
		優良表彰	関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 （様式ー２）	①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰（部長、事務所長）の表彰を受けた実績がある。	**①５点 ②３点**	**最高　５点**
企業の評価点　計						
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力に関する要件	資格要件	技術者資格等	技術者資格を右記の項目で評価する。（様式ー４） ※　協定区分毎に最大５名まで申請することができる。	技術者資格 ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）ＲＣＣＭ（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く） ①資格がある。 ②資格がない。	**数値化しない ①ー ②選定しない**	**ー**
	専門技術力	業務成績	令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した右記に示す業務の平均技術者評点を右記に示す順位で評価する。 （様式ー５） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の平均技術者評点を右記の評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。 ※　右記に示す業務と同種の業務実績を有する技術者がいない場合は選定しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、洪水流の水理解析又は河床変動解析に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①５点/件・名 ②４点/件・名 ③３点/件・名 ④２点/件・名 ⑤１点/件・名 ⑥０点/件・名**	**最高　２５点**
		優良表彰	国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の優良表彰を右記に示す評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。（様式ー４）	①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。	**①５点/件・名 ②３点/件・名**	**最高 ２５点**
技術者の評価点　計						
評価点　計					**１００点**	

一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

協定区分③：利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（河川管理施設設計）に関する協定

評価項目			評価の着眼点	評価基準	評価点配点	
参加表明者（企業）の経験及び能力	企業の業務経験	企業の業務実績	平成２５年度以降公示告日までに完了した右記に示す業務において、１件以上の実績を有すること。 ただし、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降に公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。 また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務が６５点未満の場合は実績として認めない。 （様式－２）	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、河川管理施設の詳細設計に関する業務。 ①業務実績がある。 ②業務実績がない。	**①９点** **②選定しない**	**最高　９点**
	地域性	地理的条件	本店、支店又は営業所が、関東地方整備局管内に所在すること。右記に示す順位で評価する。（様式－３）	①関東地方整備局管内に本店がある。 ②関東地方整備局管内に支店又は営業所がある。	**①６点** **②３点**	**最高　６点**
	専門技術力	業務成績	令和３年度以降令和４年度末までに完了した右記に示す業務の平均業務成績を右記に示す順位で評価する。 （様式－２） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、河川管理施設の詳細設計に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①３０点** **②２４点** **③１８点** **④１２点** **⑤６点** **⑥０点**	**最高　３０点**
		優良表彰	関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 （様式－２）	①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰（部長、事務所長）の表彰を受けた実績がある。	**①５点** **②３点**	**最高　５点**
企業の評価点　計						
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力に関する要件	資格要件	技術者資格等	技術者資格を右記の項目で評価する。（様式－４） ※　協定区分毎に最大５名まで申請することができる。	技術者資格 ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）ＲＣＣＭ（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級） （上記ウを除く） ①資格がある。 ②資格がない。	**数値化しない** **①－** **②選定しない**	**－**
	専門技術力	業務成績	令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した右記に示す業務の平均技術者評点を右記に示す順位で評価する。 （様式－５） ※　評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績としては下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 なお、上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し加点する。 上記１）２）３）の実績がない場合は加点しない。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の平均技術者評点を右記の評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。 ※　右記に示す業務と同種の業務実績を有する技術者がいない場合は選定しない。	国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、河川管理施設の詳細設計に関する業務 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤７６点以上７７点未満 ⑥６０点以上７６点未満	**①５点/件・名** **②４点/件・名** **③３点/件・名** **④２点/件・名** **⑤１点/件・名** **⑥０点/件・名**	**最高　２５点**
		優良表彰	国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を右記に示す順位で評価する。 ※　複数の技術者を申請した場合は、各者の優良表彰を右記に示す評価点配点により配点し、その合計点を評価点とする。（様式－４）	①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた実績がある。	**①５点/件・名** **②３点/件・名**	**最高** **２５点**
技術者の評価点　計						
評価点　計					**１００点**	

（様式－1）

協定参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所長　小渕　康正　　殿

提出者：住所
電話番号
FAX
会社名
代表者　　役職名　　氏　名

作成者：担当部署
氏名
FAX
E-mail

希望する協定区分　：

令和6年1月19日付けで公告のありました「利根川下流河川事務所における災害時等応急対策業務（空中写真撮影・治水対策検討・河川管理施設設計）に関する協定の締結」に関する協定の締結に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条の規定に該当する者でないこと並びに協定参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注：複数の協定区分に参加を希望する場合は、希望する協定区分毎に、協定参加資格確認申請書を作成し、提出すること。

（様式－2）

●企業の業務実績＜平成25年度以降公告日までに完了した業務実績＞

会社名：

協定区分	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

●企業の業務成績　＜令和3年度から令和4年度末までに完了した業務成績＞

過去2ヶ年の 平均業務成績	
各業務名 及び 評点	

●企業の優良業務表彰等の経歴　＜令和3年度から令和4年度末までに完了した業務の表彰等経歴＞

（関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く））

業務名	発注機関	履行期間	表彰の種類

注1：　協定区分は、下記を参照の上、記載する。

・区分①：　空中写真撮影に関する業務

・区分②：　治水対策検討に関する業務

・区分③：　河川管理施設設計に関する業務

注2：　優良業務表彰等の経歴の記載については、様式－5に記載した技術者の同種業務を重複して記載できる。

注3：　業務実績の記載は、区分毎に1件とする。

注4：　テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

（様式－３）

○企業の地域性

１）関東地方整備局管内に所在している業務拠点（本店、支店又は営業者）を1つ記載する。

業務拠点	本店、支店又は営業所の別
住所	
電話番号	
FAX	
会社名	
代表者　役職名　氏名	

（様式－3の2）

○企業の専門技術力

1） 業務体制の確認

以下に該当する場合、☑を記す。

□ 自社で航空機を所有し、迅速に空中写真を撮影できる体制が構築されている。

□ 航空機を容易に調達し、迅速に空中写真を撮影できる体制が構築されている。

注： 業務体制（航空機の所有または調達体制等）について確認できる書類を添付すること。

（様式－4）

○配置予定管理（主任）技術者の経歴等

ふりがな **①氏　名**　：	**②生年月日**　：
③所属・役職　：	

④保有資格

技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
技術士（建設部門）
国土交通省登録技術者資格
土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）
RCCM
測量士

⑤優秀技術者表彰または優良業務表彰等の経歴

＜令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務の表彰等＞

※　国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く））

なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とし、

テクリスに、管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない場合は、表彰実績として認めない。

１）業務名	
２）職務上の立場	
３）発注機関名	
４）履行期間	
５）表彰の種類	

注１：　協定区分毎に最大５名まで申請できる。

注２：　複数の協定区分に、同一技術者を重複して申請することできる。

注３：　資格の保有を証明する書類の写しを添付すること。

注４：　表彰状の写し等、表彰を受けたことが確認できる書類を添付すること。

（様式－５）

○配置予定管理（主任）技術者の業務成績

（令和元年度（平成３１年度）以降令和４年度までに完了した業務成績）

氏　名	
過去4ヶ年の 平均技術者評点	
各業務名 及び 評　点	

注１：　協定区分毎に最大５名まで申請できる。

注２：　出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向事例等の写しを添付すること。